

個人情報保護について

2020年07月18日
JIPDEC ((一財) 日本情報経済社会推進協会)
認定個人情報保護団体事務局
事務局長 篠原治美
nintei-inq@tower.jipdec.or.jp
(JIPDEC法人番号 : 1 0104 0500 9403)

篠原 治美

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)
(法人番号 : 1010405009403)

認定個人情報保護団体事務局 事務局長



H19年4月～H29年3月

経済産業省商務情報政策局情報経済課法執行専門官

個人情報保護法担当として、経済産業分野ガイドライン作成、個人情報事故対応、事業者への法解釈・事前相談、法改正、JISQ15001 作成等に従事

H29年4月 認定個人情報保護団体事務局 業務推進室長

H30年4月 現職着任

消費生活アドバイザー (21期)

NACS 個人情報保護推進委員会 委員長

個人情報保護士



- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定



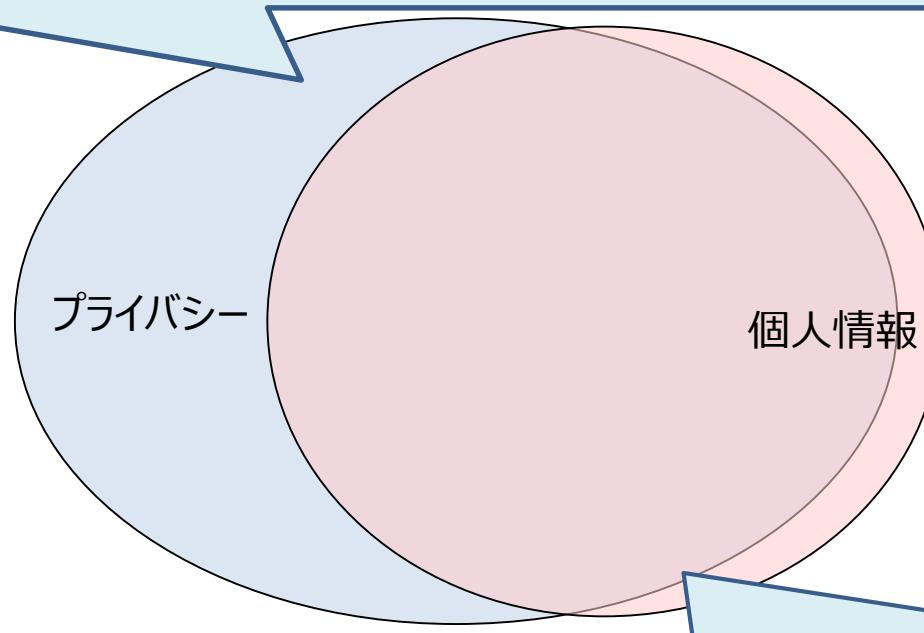
個人情報保護法の目的

第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

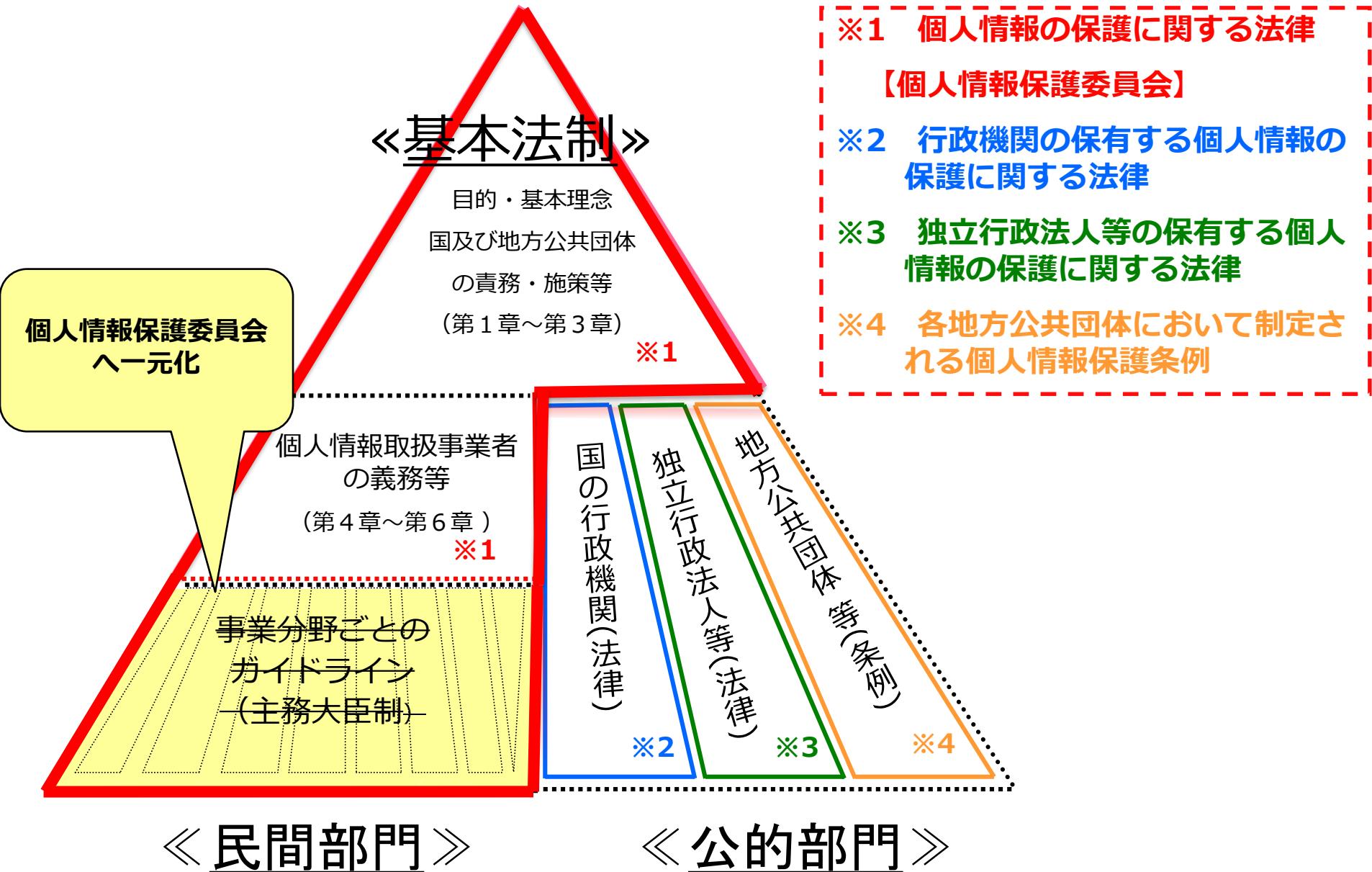
1. 私生活上の事実、またはそれらしく受け取られるおそれのある事柄であること
2. 一般人の感受性を基準として当事者の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められるべき事柄であること
3. 一般の人にまだ知られていない事柄であること

(「宴のあと」裁判 1964年（昭和39年）9月28日 東京地方裁判所)



生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などによって**特定の個人を識別できるもの（他の情報と一緒に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）**、または個人識別符号が含まれるもの。

(個人情報保護法 第2条1項)



(1) 行政機関個人情報保護法制定【1988年（昭和63年）】

→ 公的分野の規律を先行。民間分野を対象とする法制化は将来的検討課題となる。

(2) 民間部門の自主的取り組み

- 通産省ガイドラインの策定（1989年（平成元年）告示、1997年（平成9年）改訂）
- プライバシーマーク制度の導入（1998年（平成10年）） – （財）日本情報処理開発協会
- 日本工業規格（JISQ15001）の制定（1999年（平成11年））

(3) 住民基本台帳法の一部改正【1999年（平成11年）】

- 住民基本台帳ネットワークシステム導入。
改正時に与党3党合意。小渕元首相国会答弁（「民間部門も含めて個人情報の保護を図る」）

(4) 高度情報通信社会推進本部（後のIT戦略本部）における検討、法案化

- 個人情報保護検討部会「我が国における個人情報保護システムの在り方について（中間報告）」
→ を公表（1999年（平成11年）11月）
- 個人情報保護法制化専門委員会「個人情報保護基本法制に関する大綱」を取りまとめ（2000
→ 年（平成12年10月））。内閣官房個人情報保護担当室を中心として法案化。

(5) 個人情報保護法案の提出【2001年（平成13年）3月】

- 第151常会に提出されるが、継続審査扱いとなる。
- 第155臨時会において廃案（2002年（平成14年）12月）。

(6) 個人情報保護法の成立【2003年（平成15年）5月】

- 上記法案を修正、第156常会に再提出（2003年（平成15年3月））成立（公布、一部施行）

(7) 個人情報保護法の全面施行【2005年（平成17年）4月】

- 事業者の義務規定を含め、全面施行。

(8) 改正個人情報保護法の成立【2015年（平成27年）9月】

- 第189通常国会に提出、成立・公布。（公布から2年以内に施行）

(9) 個人情報保護委員会の新設【2016年（平成28年）1月】

(10) 改正個人情報保護法全面施行【2017年（平成29年）5月】

(11) 改正個人情報保護法の成立【2020年（令和2年）6月】

- 第201回通常国会に提出、成立・公布（公布から2年以内に施行）

1980年（昭和55年）

OECD 8原則

- 目的明確化の原則
- 利用制限の原則
- 収集制限の原則
- データ内容の原則
- 安全保護の原則
- 公開の原則
- 個人参加の原則
- 責任の原則

1995年（平成7年）

EU個人データ保護指令

※ 第三国移転制限条項あり

2018年（平成30年）

EU個人データ保護規則 GDPR

※ EU域内同一適用
※ 第三国移転の例外措置として保護シール制度追加

個人情報でしょうか？

- ・あなたの氏名
- ・アニメの主人公の氏名
- ・職場のメールアドレス
- ・防犯カメラに映ったあなたの顔写真
- ・現在の日本の総理大臣
- ・パスポート番号
- ・マイナンバー
- ・携帯電話番号
- ・スーパーのポイントカードに記録された買い物履歴



個人情報でしょうか？

- ・あなたの氏名 ○
- ・アニメの主人公の氏名 ✗
- ・職場のメールアドレス △

アドレスがabc@gmailのようなもので誰のアドレスか全くわからない場合は✗
名簿等保有していれば紐づけが可能なため○ 事業者としてやり取りをするのであれば○で運用することをお勧め

- ・防犯カメラに映ったあなたの顔写真 ○
- ・現在の日本の総理大臣 ○
- ・パスポート番号 ○ 番号単体で個人情報となる
- ・マイナンバー ○ 番号単体で個人情報となる
- ・携帯電話番号 △ 番号単体では✗だが、○○さんの番号となれば○
- ・スーパーのポイントカードに記録された買い物履歴 △ 記名式であれば○ 無記名式であれば✗の可能性はあるものの、履歴が長くなれば個人特定が極めて高くなるため注意が必要

①個人情報

生存する個人に関する情報であって、

- ・一定の記述等により特定の個人を識別できるもの
OR
- ・個人識別符号が含まれるもの

②個人データ

①のうち、
個人情報データベース等（個人を検索可能な状態）を構成しているもの

③保有個人データ

②のうち、
開示、訂正、消去等の権限を有するもの

①個人情報

- | | |
|------|-----------------|
| 第15条 | 利用目的の特定 |
| 第16条 | 利用目的による制限 |
| 第17条 | 適正な取得 |
| 第18条 | 取得に際しての利用目的の通知等 |
| 第35条 | 苦情の処理 |

②個人データ

- | | |
|---------|-----------------|
| 第19条 | データ内容の正確性の確保 |
| 第20条 | 安全管理措置 |
| 第21条 | 従業者の監督 |
| 第22条 | 委託先の監督 |
| 第23条 | 第三者提供の制限 |
| 第24条 | 外国にある第三者への提供の制限 |
| 第25・26条 | 第三者提供時の確認・記録義務 |

③保有個人データ

- | | |
|------|-------------------|
| 第27条 | 保有個人データに関する事項の公表等 |
| 第28条 | 開示の請求 |
| 第29条 | 訂正等 |
| 第30条 | 利用停止等 |
| 第31条 | 理由の説明 |
| 第32条 | 開示等の請求等に応じる手続 |
| 第33条 | 手数料 |
| 第34条 | 事前の請求 |

【過剰反応における問題への対策 適用除外の例示の追加】

JR福知山線脱線事故の際、家族からの安否確認に対して個人情報保護法への対応に医療現場が混乱し、回答を躊躇するという問題が起こった。

【委託先の監督強化】

印刷業

ダイレクトメールの印刷のために預かっていたクレジットカード情報を含む顧客情報を、再委託先従業者が不正に持ち出し第三者に売却。（約860万件）

【技術的安全管理措置に外部からの攻撃に対する措置項目を追加】

株式会社ソニーエンタテイメント

不正アクセスにより、委託先のサーバから顧客情報が流出（クレジットカード情報を含む可能性あり）。（全世界約7700万件 日本国内約740万件）

【共同利用の範囲を明確化】

ポイントカード事業者

共同利用の範囲について、「ポイント参加企業」では範囲が明確でないと消費者等により指摘を受けた。

【適正取得・再委託、再々委託先の監督責任の強化】

株式会社ベネッセコーポレーション

再々…委託先従業者が子どもの情報を含む顧客情報を不正に持ち出し、第三者に売却。（約2895万件）報告徴収の結果、社内管理体制、委託先の監督が不十分なため勧告を実施。

【最近の事例】

株式会社リクルートキャリア

8月26日	個人情報保護委員会より、勧告、指導
11月14日	プライバシーマークの取り消し
同日	認定個人情報保護団対象事業者としてJIPDECより指導
12月4日	個人情報保護委員会より、勧告 指導 リクルート社へ勧告 35社の利用企業への指導

【調査に基づく事案の概要】

- (1) 平成30年6月、令和2年に卒業を予定する学生の就職活動を支援する「リクナビ2020」の会員登録を開始。
- (2) 平成31年3月、現DMPフォローの提供開始とともにプライバシーポリシーを改訂し、リクルートキャリアから顧客企業への個人データの第三者提供が行われない形態を、第三者提供が行われる仕組みに変更した。
しかし、平成31年3月以前に「リクナビ2020」に会員登録をした会員は、第三者提供の同意を行っていなかった。
- (3) 令和元年7月、個人情報保護委員会からプライバシーポリシーの表現が学生にわかりにくいものになっているのではないかとの指摘を受け、表現や説明方法の検討のため、DMPフォローのサービス提供を一時休止。
- (4) 令和元年8月、「リクナビ2020」会員登録時に表示するプライバシーポリシーは、平成31年3月の改訂以前のものが掲載されていたこと、及び、改定以前のプライバシーポリシーを表示した画面で第三者提供の同意を行った会員の個人データも顧客企業へ提供していたことが判明した。このため、一時休止していたDMPフォローのサービス提供を廃止。

【勧告の原因となる事実】

- (1) リクルートキャリアが大量に取り扱う個人情報は、求人企業の採用活動に関わる情報であり、会員となった学生等の人生をも左右しうることから、その適正な取扱いについては重大な責務を負っている。また、リクルートキャリアは、自らが個人情報を取得するだけでなく、多くの個人情報取扱事業者からの委託を受け、個人情報を取り扱っており、これらの情報を適切に区分し、安全に管理する必要があるにも関わらず、されていなかった。（法第20条違反）
- (2) リクルートキャリアは、個人データの第三者提供の同意を得るために、プライバシーポリシーをウェブサイト上で公表し必要な同意を得る仕組みとしていたが、平成31年3月にプライバシーポリシーを改訂した際の事務手続き等の不備により、一部の会員から必要な同意を得ていない状態となった。（法第20条違反）
- (3) 個人データを第三者提供する場合には、本人の同意を得る必要があるところ、7,983人の個人データについて第三者提供の同意を得ないまま、顧客企業に提供された。（法第23条第1項違反）

個人の権利利益の保護

- ・「個人の権利利益を保護」するために必要十分な措置を整備すること

技術革新の成果による保護と活用の強化

- ・技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面に行き渡ること

国際的な制度調和・連携

- ・国際的な制度調和や連携に配意すること

越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応

- ・海外事業者によるサービスの利用や、個人情報を扱うビジネスの国境を越えたサプライチェーンの複雑化などが進み、個人が直面するリスクも変化しており、これに対応すること

AI・ビッグデータ時代への対応

- ・AI・ビッグデータ時代を迎える中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくこと

なお、個人情報を巡っては、技術的側面、社会的側面において急激な変化が進展し、その傾向が続くと見込まれることから、

- ・ 可能な限り様々なリスクに備える
- ・ 新たな産業の創出などを促進する観点から、事業者による事業等の実態に即した自主的取組を活かすことが、制度を見直す上では重要。

1. 個人の権利の在り方

- ・ 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- ・ 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ・ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにする。
- ・ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ・ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- ・ 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- ・ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- ・ 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。
（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用の在り方

- ・ 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。
- ・ 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

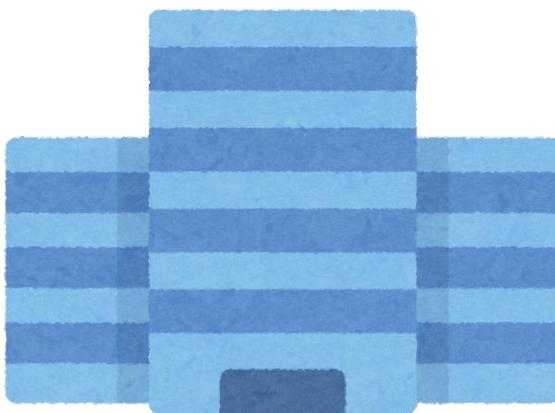
5. ペナルティの在り方

- ・ 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の法定刑を引き上げる。
- ・ 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる（法人重科）。

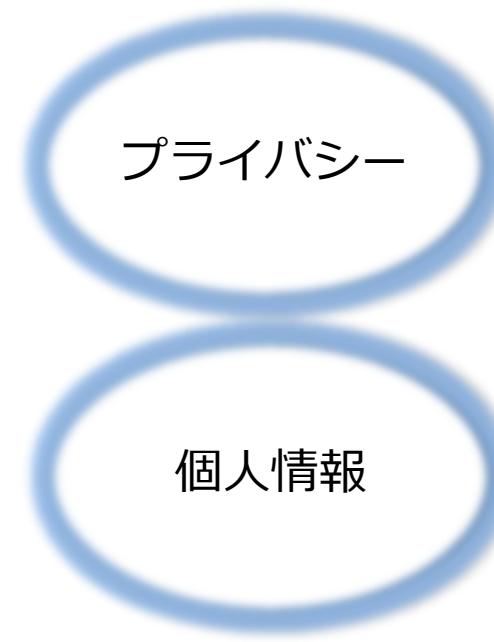
6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- ・ 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。
- ・ 外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。

今後に向けて 「目指すこと、すべき事、」

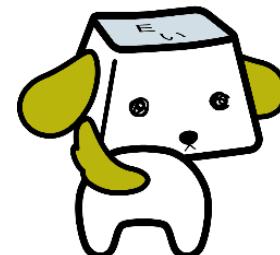


事業者



消費者

ありがとうございました



。お問い合わせ・お問い合わせ